

Ⅵ 方針の推進に向けて

1 方針の推進体制について

(1) 市内連携のための体制作り

文化の振興による教育、福祉、まちづくり、観光、産業等様々な分野への波及効果の活用があげられており、市内全体で一体的に取り組んでいく必要があります。

そのため、市長部局で文化・芸術を所管している市民活動推進課と、教育委員会で文化・芸術を所管している生涯学習スポーツ課が中心となり、市内での基本方針の共有や市内で実施している文化的な要素を持った事業の情報収集・蓄積などを行なうワーキングチームを設置し、様々な分野と連携していくための体制づくりをスタートさせます。

(2) 文化事業団の指向性の転換

文化事業団はこれまで、本市における芸術文化を享受する機会の提供という点において、重要な役割を担ってきました。今後、本方針を推進していくにあたり、拠点となる文化施設を管理し、芸術文化事業の多くを実施してきた文化事業団が果たすべき役割はさらにおおくなります。

従来の事業の継続・充実だけでなく、これまでの成果を分析・評価し、活用を図ります。さらに、主体の一つとして方針を推進し、その設置目的を達成するための事業にバランスよく取り組めるよう、団体運営の指向性を転換していく必要があります。それらを実現できるような体制づくりを進めます。

(3) 市民等との連携による推進

「武蔵野市の文化」は、行政だけでなく、多様な関係者によって、作り上げられてきたものであり、今後も文化振興を推進していくためには、多様な関係者とさらに連携していくことが必要です。そして、今後どのように連携していくことができるかを、地域で活動している様々な人や団体の情報を集め、つながりを作りながら、ともに検討していきます。

(4) これからの文化施設が担うべき役割に向けた展開

本市では、武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、吉祥寺美術館、吉祥寺シアター等を設置し、優れた芸術文化を鑑賞する施設や機会を充実させてきました。さらに市民の自主的な活動のために、これらの施設を活動の場として貸し出すことによって支援を行ってきました。

また、吉祥寺シアターや吉祥寺図書館は、吉祥寺東部地区に「都市文化の発信エリア」というイメージを創出するための拠点としての位置づけを合わせもって設置された経緯もあるように、文化施設はまちづくりにおける重要な要素の一つとしても機能してきました。

これらの機能は今後も変わらず、公立文化施設が担うべき機能の一部です。これらに加え、本方針の推進のために必要な場の提供は、公立文化施設にも期待される役割です。

また、文化施設は芸術文化活動の場であると同時に、例えば吉祥寺美術館が地元関連の作家の作品を中心に市民に紹介してきたように、市民等との連携を進める中で、芸術文化活動の記録を残していくという機能も期待されます。

今後、文化施設を考える中では、従来の貸館や鑑賞事業だけで捉えるのではなく、まちづくりの中で文化施設が発揮すべき多様な機能も含めて考えていく必要があります。

2 推進の進捗管理について

方針の進捗管理を行っていきますが、そもそも文化事業の効果を短い期間で図ることは難しく、また数値による評価をすることも、効果を検証する上では、適正であるとは言えません。そこで、基本方針の中間年を進捗状況の確認の年として、それまでに様々な情報の蓄積を行うとともに、進捗確認の手法についても検討していきます。

そして、基本方針を推進していくうえでは、評価を行うだけでなく、文化振興のあり方について、常に考え続けていくことが必要です。そのため、本市の文化振興のあり方について、市民の皆さんと一緒に考える機会を作り続けていきます。